



年次有給休暇で
最高のひと時を!

家族とめぐる 秋冬の弘前

Let's enjoy, Hiroaki city!

年次有給休暇の計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの分については、労使協定を結べば計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入することによって、休暇取得の確実性が高まり、予定した活動を行いやすくなります。



年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

導入例

弘前城 菊と紅葉まつりに

2019.10.18(金) ~ 11.10(日)

「計画的付与制度」を活用した場合



11 November

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

計画的付与制度が考えられる期間
2019.11.5(火) ~ 11.8(金)

導入例

弘前城 雪燈籠まつりに

2020.2.8(土) ~ 2.11(火祝)

「計画的付与制度」を活用した場合



2 February

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

計画的付与制度が考えられる日
2020.2.10(月)

なぜ？ 休暇の取得が必要なの？

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、労働時間や休日数、年次有給休暇の取得状況など、従業員の健康と生活に配慮し、多様な生き方に対応したものに改善することが重要です。

計画的な年次有給休暇の取得により

- ・仕事の生産性向上！
- ・企業のイメージ向上！
- ・優秀な人材の確保！



地域イベントへの参加！
私生活の充実！
仕事へのやる気！

年次有給休暇をしっかりと取得できないと

- ・従業員のストレス増加
- ・職場の雰囲気の悪化
- ・残業などのコストの増加



心身ともに疲労感
仕事の能率低下



地域イベント参加

地域のイベント以外にも、誕生日等の記念日や、子どもの学校行事等、休暇取得の事由を明確にした休暇制度（リフレッシュ休暇等）を導入すると、休暇の申請がしやすくなります。

いきなり計画的付与制度の導入が難しい場合は、まずはリフレッシュ休暇等の導入からはじめてみてください。



誕生日・記念日



学校行事

休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう！

具体的には 休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが重要です。

- (1) 経営のトップによる社内への休暇取組推進のよびかけ
- (2) 管理者が率先して休暇取得
- (3) 労働組合等による企業、従業員への働きかけ

などが考えられます。

年5日の年次有給休暇の取得 (企業に義務づけ)

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇（年休）の確実な取得が始まっています。年休を付与した日（基準日）から1年以内に確実に取得させることが必要となっています。

従業員の申出による取得

原則

+

新設

使用者の時季指定による取得

〇月〇日に休みます。



従業員

従業員が使用者に
取得時季を申出



使用者

〇月〇日に休んでください。



使用者

使用者が従業員に
取得時季の意見を聴取
従業員の意見を尊重し
使用者が取得時季を指定



従業員

従業員が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得日を定めて与えた日数（計画的付与）については、5日から控除することができます。

働き方・休み方改善ポータルサイト



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

厚生労働省では、企業の皆様が従業員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しています。企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や、「企業における取組事例」などを掲載しているほか、従業員の皆様が自らの働き方・休み方を振り返るための診断なども行えます。

問い合わせ先

【厚生労働省委託事業実施機関】 株式会社 日本能率協会総合研究所
〒105-0011 東京都港区芝公園三丁目1番22号 TEL. 03-3578-7575